

令和8年度東近江市新規開業応援補助金要領

新規開業する事業者に対して支援し、地域商業の活性化を図ります。

○補助内容

市内において新たに開業する事業者に対して、開業に係る費用の50%を補助する。(補助対象経費が50万円以上の場合に限る。)ただし、補助金額が200万円を超える場合は、200万円を限度額とする。

○補助対象者(*補助対象者は、すべての要件を満たしている人)

- ・市内において新規開業を行う個人又は法人であること。
- ・過去3年以内に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第127条に規定する認定を受けた特定創業支援等事業に位置付ける支援を受け、修了した者
- ・当該店舗等で週3日以上の上の事業活動が可能である者
- ・補助事業完了後、賃貸又は売却を目的とせず、引き続き5年以上当該事業を継続する意思があること。
- ・市税に滞納がない者
- ・新規開業に当たって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者であること。法人の場合は、役員及び社員が暴力団員でないこと。

○補助対象経費

- ・設備費: 補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
- ・店舗等改修費: 店舗等改装等、建物の改装を行うための経費(補助対象者が市内工事業者と契約して行う、未着手の改修工事に限る。)
- ・広告宣伝費: 事業に直接必要となる新聞(チラシの新聞への折り込み代を含む。)、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用した宣伝に要する経費
- ・店舗等借入費: 補助事業の遂行に必要な市内の不動産(事務所、店舗)の賃借料(自宅兼事務所除く。)
- ・その他市長が特に必要と認めるもの

ただし、いずれも令和9年2月末日までに実績報告書を提出できる対象経費に限る。

※併用住宅(住居兼店舗)の場合は、非住居部分に関する店舗等改修等工事のみ対象になります。

※都市計画法や建築基準法等の法令に違反した物件は対象になりません。

※交付決定日から実績報告日までに支払った経費が対象となります。

※市等の制度で他の補助等を受ける場合は、補助対象となりません。

○受付期間 令和8年5月1日(金)～令和8年12月25日(金) *土日祝日を除く。

※申請受付後、別途開催する審査会でプレゼンテーションをしていただきます。この審査会により補助の可否を決定します。

※当補助金の予算額に達した場合は、受付を終了します。

補助対象経費の例

- ・店舗等の営業に必要な飲食店の客席用テーブル・椅子
- ・美容室の施術セット
- ・ホームページ等の作成に係る委託費
- ・当該事業に係る店舗として借り受けた物件(申請者の2親等以内の者が所有する物件を除く)の賃借料
- ・外壁の塗装工事や電気設備工事などの改修工事(新築工事は除く。)

補助対象とならない経費の例

- ・車やパソコンなど汎用性が高く、目的外使用になり得るもの
- ・名刺や文房具等の事務用品やマスク、消毒液等の消耗品
- ・中古品又はリース取引に基づく設備費
- ・水道及び光熱費等
- ・店舗等借入に対する保証費、敷金、礼金及び駐車場代
- ・補助金交付決定の前に着手した工事
- ・土地の購入費、領収書等で用途が明確にできない費用

裏面(受付の流れ)・別表をご覧ください

受付の流れ

①補助金交付申請書の提出 ・補助事業開始前に、以下の書類を添えて「交付申請書」を提出してください。

○提出書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
 - ※内容及び金額の内訳が分かること。
 - ※施工業者の所在地（市内）が記載されていること。
 - ※店舗等改修費については詳細の計画書も必須
- 個人情報等確認同意書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 産業競争力強化法に規定する認定を受けた特定創業支援等事業により支援を受け、修了を証明する書類の写し
- 補助対象経費の見積書の写し
- 市税を滞納していない証明書
- ※申請者分、コピー不可
（法人の場合は、法人及び代表者個人の分）

店舗等改修費を対象経費とする場合

- 改修等に係る工事の見積書
- 改修箇所を明示した図面
- 店舗の賃借又は売買契約書の写し
- 工事箇所の現況写真
- 既存建築物の建築確認済証
- 既存建築物に係る建築基準法の適合状況報告書

店舗等借入費を対象経費とする場合

- 店舗の賃貸借契約書の写し

②審査委員会の開催

※提出書類及び申請者からのプレゼンテーションにより、審査委員会において審査を行います。

③補助金交付の可否の決定

④工事着工・工事完了

⑤実績報告書の提出

※交付決定にあわせて必要な提出書類は案内します。

- 補助金実績報告書（様式第9号）
- 事業収支報告書（様式第10号）
- 補助対象経費の支払を証する領収書の写し
- 開業を証明する書類（開業届の写し等）
- その他市長が必要と認めるもの

店舗等改修費を対象経費とする場合

- 工事内容及び金額明細が記された請求書の写し
- 完了後の写真（撮影日付の入ったもの）

⑥確定通知書の交付

⑦交付請求書の提出

- 補助金交付請求書（様式第12号）
- 口座振替依頼書
- 指定口座の通帳等の写し

⑧補助金の交付

受付場所及び問合せ：東近江市商工観光部商工労政課（東近江市役所本館2階）

☎：0748-24-5565 IP：050-5802-9540

※提出書類は東近江市ホームページからダウンロードできます。